

競技者及び指導者への注意喚起について

2019年3月4日付で当機構発「2018_002事件の決定文公開と競技者及び指導者への注意喚起について」にて公表致しました胃腸薬について、沢井製薬株式会社及び株式会社陽進堂から、リリース文及び調査報告書が公開されました。

これら企業のリリース文によれば、競技者に対して「服用を控える」等の警告がなされています。

[企業からのリリース文]

https://www.sawai.co.jp/release_list/20190419/671/

http://yoshindo.co.jp/_wp/wp-content/uploads/2019/04/PressRelease20190419.pdf

[調査結果報告書]

<https://www.sawai.co.jp/files/press/2019/2ow8wmu566.pdf>

なお、使用するすべての医薬品について、世界アンチ・ドーピング規程における「競技者の役割及び責務（21.1.3 アンチ・ドーピングとの関連で、自己の摂取物及び使用物に関して責任を負うこと）」の観点から、

- 1) 服薬履歴をつけること
- 2) （手元に医薬品が残っている場合には）手元にある医薬品を保管することが推奨されます。

以上